

令和6年6月

中札内村議会定例会会議録

令和6年6月10日（月曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
代表監査委員	木村誠君		

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	山崎副村長兼務	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	川尻年和君
総務課参事	山澤康宏君	総務課長補佐	下浦強君
福祉課長補佐	澤田有希君	産業課長補佐	安田紀章君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長	渡辺大輔君
------	-------

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	野原誠司君
------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	平澤悟君	書記	植松菜々美君
--------	------	----	--------

◎議事日程

日 程 第 1	請願第 1 号 (委員会報告)	2 0 2 5 年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願
日 程 第 2	請願第 2 号 (委員会報告)	2 0 2 4 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願
日 程 第 3	意見書案第 2 号	2 0 2 5 年度地方財政の充実・強化を求める意見書
日 程 第 4	意見書案第 3 号	2 0 2 4 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日 程 第 5		一般質問

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年6月中札内村議会定例会を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 請願第1号 2025年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願

◎日程第2 請願第2号 2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願

○議長（中井康雄君） この際、日程第1、請願第1号、2025年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願、日程第2、請願第2号、2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願の2件を一括して議題といたします。

この請願第1号と第2号は、総務厚生常任委員会に付託した事件です。

審査が終了し、委員長から報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

大和田総務厚生常任委員長、登壇願います。

（大和田彰子総務厚生常任委員会委員長登壇）

○総務厚生常任委員会委員長（大和田彰子君） おはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会の審査報告をいたします。

令和6年6月4日開会の定例会において、付託された請願2件の事件について、審査を終了したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

審査終了した付託事件は、請願第1号、2025年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願及び請願第2号、2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願についてであり、審査は6月4日、全委員の出席を得て審査いたしました。

結果は、2件の請願の内容、趣旨は十分理解できるものであり、請願第1号及び第2号は採択と決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

これから、2件の委員長報告に対して一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

請願第1号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

請願第1号、2025年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり、採択と決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

請願第2号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

請願第2号、2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり、採択と決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。

大和田議員から意見書案第2号、意見書案第3号が追加提案されました。

この際、これを日程に追加し、順序の変更をして、ただちに議題にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号、意見書案第3号の2件を日程に追加し、順序の変更をして議題にすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時06分

○議長（中井康雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 意見書案第2号 2025年度地方財政の充実・強化を求める意見書

◎日程第4 意見書案第3号 2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

○議長（中井康雄君） この際、追加日程第3、意見書案第2号、2025年度地方財政の充実・強化を求める意見書、追加日程第4、意見書案第3号、2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の2件を一括して議題にいたします。

お諮りします。

この意見書案第2号、意見書案第3号の2件は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号、意見書案第3号の2件については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これら2件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第2号、2025年度地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第3号、2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 一般質問

○議長(中井康雄君) 追加日程第5、一般質問を行います。

質問、要旨、答弁はそれぞれ簡略明解に願います。

順次、質問を許します。

通告順により、最初に、6番戸水議員。

○6番(戸水隆君) あれから約1年経ちました。

なかなか慣れないもので、今年の今日、身体の全身の血が顔に集中したのが未だによみがえってきますが、今日、議長のお許しを得ましたので、一般質問やらさせていただきます。

本日は、堆肥化処理施設の今後の運営状況について、質問いたします。

堆肥化処理施設が操業を開始して約20年が経過しています。

今なお、中札内村農業を支える優秀な堆肥を製造し、ポロシリ元気堆肥は品質も非常に良く、人気が高い堆肥であります。

しかし、現在、堆肥価格が値上がりし、立米当たり3,000円を超え、農家は購入しづらい状況になっています。

さらに値上げが進めば、利用者が激減し、販売量は減る一方となり、施設運営に大きな影響が出るのが予測されます。

また、原材料の家畜糞尿等を搬入していた大規模酪農家のバイオガスプラント建設に伴う原材料の搬入減、牛糞処理料の収入減が危惧されることから、今後の堆肥化処理施設の運営の状況について次の点について伺います。

①番、今後、原材料の家畜糞尿等やでん粉工場からの回収タンパクなどの廃棄物の減少が将来的に予測される中、これまでどおりにポロシリ元気堆肥の生産量は確保できるのか。

②番、原材料の減少に伴う処理料の収入減、副資材や燃油代等の価格高騰などを加味すると、ポロシリ元気堆肥の価格を維持できるのか。

③番、今後、いろいろな課題が推測される中、指定管理者は安定した運営を図られるのか。

また、今後予定されている施設の大規模な改修は妥当なのか。

改めて堆肥化処理施設の今後の運営について、協議、検討すべきと考えますが、村としてどのように動いているのか。

よろしくお願いします。

○議長（中井康雄君） 答弁を求めます。

森田村長、登壇願います。

○村長（森田匡彦君） 本村の堆肥化処理施設は、市街地にあるでん粉工場の汁液による悪臭対策施設と合わせて、平成18年に整備いたしました。

この施設はでん粉工場から排出される回収タンパクや脱水汚泥のほか、比較的規模が大きい村内酪農家の家畜糞尿を受入れて処理し、良質な堆肥に変えて資源を地域内循環させることを目的としております。

ご質問のとおり、供用開始から20年近くを経過し、開設当時とは施設を取り巻く環境が大きく変化しております。

堆肥原材料の確保や副資材高騰などによる製造コストの増加が課題となっており、村としても堆肥化処理施設の今後のあり方などについて、検討協議に着手したところでありますが、ご質問の趣旨に沿って、具体的な状況についてお答えいたします。

まず、一部の大規模酪農家では、国庫補助事業を活用して農場内で糞尿処理できる体制を整えたこと、また、でん粉工場が費用負担し、施設で処理を行っている回収タンパクを食品素材として購入し、製品化の研究を模索する民間事業者があるなど、持続的な原材料の確保に不透明感が出てきております。

議員のご指摘のとおり、原材料が減少すれば堆肥生産量にも影響を及ぼす可能性があります。

そして、乳牛の飼養・搾乳方法の変化により牛糞の水分量が増加し、その調整用の副資材の使用料が増えていること、さらには良質な堆肥製造に不可欠な鶏糞の価格高騰が加わり、堆肥販売価格の維持を難しくしております。

ただ、これ以上の価格上昇は畑作農家の使用控えにつながりかねず、難しい経営判断を迫られております。

これまでも糞尿搬入酪農家と堆肥化処理施設の指定管理者で構成する道営地域資源循環

管理事業受益者協議会で各種課題の検証等を行ってきたところですが、前述のとおり、生産環境や社会経済情勢等の変動により、農業の地域循環システムは大きな岐路に立っております。

このため、中札内村農業協同組合や関係機関も交えた中札内村農業環境保全・資源リサイクル推進協議会において課題を共有し、専門部会を設けて、今年度から本格的に協議、検討を進めることとしました。

また、昨年度、簡易診断ではありますが、長寿命化機能診断調査を行い、修繕等の必要箇所は把握できております。

現在の堆肥化处理施設の指定管理運営期間は令和7年度までとなっておりますので、今後2年間で改修を含めた堆肥化处理施設のあり方や運営の方向性をまとめたいと考えております。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 前回の3月の定例会で質問しましたが、2024年の流通問題にて、ビートの運搬に関するトレーラー輸送への転換に向けた中で発生するビートの残土の処理問題、一元集積後の堆肥化处理ができないのかという内容でした。

村堆肥化处理施設での受け入れは可能であるかということで調べていたのですが、さておき、現在の堆肥化处理施設の現況を見ますと、このような不安要素が見えてきたので、質問に至ったわけであります。

答弁のとおり、でん粉工場の臭い対策が負担となり、工場から排出される廃棄物や大規模酪農家の家畜ふん尿と合わせて、良質な堆肥に変えて地域内に循環させるシステムを構築するためにできた施設でありますけれども、今なお人気が高いポロシリ元気堆肥として、村内の農家はもちろん、村内外の方による家庭菜園用として需要が多い商品であります。

農協麦豆事業部会が昨年、全国麦作共励会にて農林水産大臣賞を受賞され、技術上の特色の中に、土づくりの取組みとして、ポロシリ元気堆肥の地力の維持増進に使われていると発表されました。

今後、手に入らなくなれば困惑しますし、営農状況に大きく影響することは間違いないと思いますし、無くしてはならないものだと考えていますが、そこで何点か再質問させていただきます。

まず、順を追って、①番からいきます。

原材料が減れば、堆肥生産量にも影響を及ぼす可能性があるというのはそのとおりでありまして、恐らくでん粉工場の回収タンパクが製品化されれば、民間業者へ流れると思います。

処理料を堆肥化施設に払っていたものが、収入として得ることができるからです。

また、バイオガスプラントによって減るであろう原材料や回収タンパクに代わるものは、何か模索しているのか伺います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方からご質問にお答えしたいというふうに思います。

今、戸水議員がおっしゃったとおり、近年の情勢からしますと、まず原料となる家畜ふん尿につきましては、村内の大規模農家、各種国庫補助事業を活用しながら、先ほど村長の答弁にあったとおり、自農場で処理ができる環境が整ってきているということもございますし、でん粉工場の方もそういった食品製品の原料として使えないかという研究を模索しているという動きがございます。

村としましては、そういった状況は把握はしているのですが、先ほど議員がおっしゃったとおり、それに代わる原料の確保について考えているのかというところではございますけれども、現段階では、やはりそれに代わる原料というのは、確保についてはちょっとまだそこまで想定は至っておりませんので、村としましては、まずは、現在生産している堆肥を今後も生産するという観点から、牛糞ですとか、そういったものの原料確保に今後もちょうと課題として、それをどう確保していくかというところに、今後検討、協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 今段階では、牛糞尿に代わるものがまだ見つかっておらないということです。

間違いなく、恐らく減るであろう牛糞尿ですが、これは本当に減ると大変な、製品の生産量が減るわけですから、何とか次の手を早いうちに打たなければならないと考えるところなのですが、以前に宮部議員が議会で質問されていたかと思いますが、下水道の汚泥、あれをうまく利用できないかということで、その時は結構な水分があつて難しいという答弁であったかと思いますが、聞くところによりますと、現在、更別企業さんに処理をしていただいているということでありまして、これもうまく堆肥化施設の方で原料の材料として取入れられないものなのかということをもっとお伺いします。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 今ご質問がありました下水道処理施設から発生する汚泥につきましても、村としましては、そういった汚泥も、今後有効的に活用していけないかということで、現在、施設課と一緒に、この間も協議の場を設けまして、検討協議を重ねてきているところです。

先ほどの質問でもあったとおり、下水道汚泥に含まれている水分量が、やはり若干高いというところもございまして、そのまま堆肥化処理施設に持ち込んで、牛糞と混ぜ合わせて使うというのは、やはりちょっと水分量が高いという課題があるのも事実でございます。

施設課の方とは、その水分量を落とせるかということも含めて、現在協議を行っておりますし、そういった地域の資源も有効活用していければ、それは村としても、堆肥化処理施設の運営を考える観点でも重要なことだというふうに考えておりますので、今、水分調整で課題が残っているのも事実ですが、そういった資源の利用については、村としても考えていきたいというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） やはり水分が高いということで、なかなかうまく、すぐには使えないということですが、年間900トンぐらい出るものなのですね。

これに処理料も結構な金額、立米当たり1万円ぐらいかかっているということで結構な金額なのですが、これうまく、何というのですか、水分を分離させるような、圧搾できるような施設を設けて、水分を落とせば、これは本当に良い原料になるのかなと考えています。

調べますと、下水道の汚泥というのは結構栄養分も豊富ですし、堆肥にするにはいいのではないかなと、そのように思います。

あと、自分が提案していたビートの残土なのですが、これも結構いいのですが、ただ問題がありまして、前回の議会でお話しましたが、やはり土壌に含まれる病原菌だとか、草の種ですとか、あとは小砂利ですね。

そういったものがどうしても入ってきますので、それらをまず一時的に処理してから、

間違いなくそういうものが入っていませんよって確証できてから堆肥に入れるのもいいのかなと。

これも年間大体想定ですけども3,000トンぐらい出ますから、これもうまくいけば、その1次処理がうまくいくのであれば、これも堆肥化施設の方に入れば良い原料になるのかなと思います。

後ほど触れますけども、これ、発酵促進剤としては結構良い物なのですね。

これ、ビートの残土というのは、運ばれてきて、2、3日すればすぐ発酵して湯気上がるは、臭いは出るはで、そういった鶏糞と同様に、発酵促進剤としては有効に使えるのかなというふうに思います。

そんなことで、もう一つは、さらに新たな酪農家からの原材料の確保ということで、これも今、大きな酪農家4件から入れているということですけども、今後は、そういったほかの酪農家さんにもお話をして、できれば少し入れてくれないかという歩み寄りをしていただきたいなと、そのように思います。

それでは、2番の方に入りたいと思います。

答弁のとおり、当然このままでは製品価格3,000円の維持確保は難しいでしょう。

令和5年に3割値上げしましたが、値上げ分の半分を村で助成しましたが、今年はありません。

これ以上高くなると売れなくなります。

私も春夏利用しておりますけども、考えてしまいますね。

現在価格3,111円が限界だと思われます。

村は厳しい経営判断を迫られていると言いますけども、価格の維持、値下げへの打開策はあるのか伺います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 堆肥の販売価格の関係ですけども、堆肥の販売価格につきましては、製造する過程で水分調整剤あるいは、堆肥の質を維持するために使用している鶏糞ですとか、ホコリ、マット、こういった副資材が高騰していることによって、この間、堆肥の販売価格を値上げせざるを得ないという状況が続いております。

堆肥の販売、こうした副資材の価格については、今もやはり高止まりといいますか、あるいは、若干まだ上がっているといった傾向がございます。

ただ、4月に、先ほどの答弁でありましたとおり、開催しました農業環境保全資源リサイクル推進協議会の中でも、やはり現在の堆肥販売価格がこれ以上高くなってくると、今度畑作農家さんの方が利用控えをして、かえって悪循環になるという課題も挙げられていますので、堆肥の販売価格をこれ以上上げないようにして、維持していくかというところについては、まだ方向性定まっていないですけども、その部分につきましては、農協さんとも今後協議をしながら、販売価格を上げないような工夫といいますか、そういったものを模索していきたいなというふうには思っております。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） なかなかその価格の維持のための方向性がまだ見つかっていないということですけども、副資材の高騰というのが、やはり自分も調べましたところ、一番響いているようでありまして、堆肥化処理施設が設立当時は1,000円だったものが3倍の3,545円、これは鶏糞ですけども。

あと、ホコリ、マットについては、約2倍の1,400円から現在は2,300円ということで、これが一番かなり響いているようです。

この価格に関しては、努力のしようもないというのか、相手方が決めるものですから、どうすることもできないのですけども、何とか、安いものを調達する努力を村としてもしていただきたいなと思いますし、特に先ほど言いましたけども、鶏糞というものは発酵促進に大きな役割を果たすものですから、この鶏糞、現在3,545円、これポロシリ元気堆肥の製品、今3,111円ですけど、鶏糞の方が高いのですよね、立米当たり。

だから、本当にこれ、真逆になっていますから本当に大変だということはわかるのですけども、安い、運賃のかからない村内の養鶏家の鶏糞の購入というものは、村では打診考えてはおられないのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 今ご質問にありました鶏糞の関係で、村内の養鶏農家の方から調達できないかというところなのですが、村内の養鶏農家さんの鶏糞につきましては、地区で、堆肥化处理施設が出来上がる前、完成する前から、地区で利用組合等をつくり、その地区で畑の方に還元しているというような取組みを、この間ずっと行ってきております。

したがいまして、堆肥化处理施設に、現状、入れるといいますか、そういった余分な鶏糞というのはないというふうに、村としては現状認識しているところです。

ただ、先ほどおっしゃっていたとおり、かなり副資材が高騰しているというところがございますので、鶏糞につきましては、現在外部調達、管外からの調達を行っておりますけども、先ほど話が出ました例えば下水道汚泥ですとか、あるいはビートの残土の問題も含めて、水分調整材として使えるものがあれば、そういったところを使うことによって、堆肥の販売価格の上昇を抑えることができないだろうかというのを、現在模索しているという状況でございます。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 地元の鶏糞に関しては、まだそういった具体的な進展はないということですが、私の友人がお話をしますと、言われているとおり、地域の方々が大方処理してもらっているのだという話ですが、そういう方たちも、20年前から比べますと世代交代して、今結構若い方で構成されているということで、結構考え方も変わってきているようで、生堆肥撒くよりは、ちょっとお金のかかる完熟堆肥を撒く方が良いという傾向になってきているような気がするというお話もいただいていますので、何か将来的には、そういった堆肥化处理施設の方にお世話になるということも考えないとなというお話もされていたので、ぜひ、こういう機会ですから、村の方からもお話をしていただく。

また、ブロイラー生産会社もありますけど、今1棟分だけいただいているのかな。

それも何トンもありますから、そういうのももっともっと出してもらうような促しというのですか、そういったお願いの方も、指定管理者の方で努力されていますけども、村の方も一生懸命そういった努力をしていただきなと思います。

それと残土なのですが、自分もちよこちょ農協なんか行って話題提起、例えば、部会だとかそういった農家の集まりの時でも話題提起してくれというお話もしていましたけど、結構村内のビート耕作者の中では、やっぱりこの問題、何とかできるのであれば良い話ですねというお話も、結構そういう話が多いですよという答えもいただいていますし、できれば枝豆、インゲン出荷した時に渡されるごみ、そんなのも一緒にできないかなという話もありましたので、それもうまくいくものであれば、そういった物も原料の一つとして考えていただきたいなと思います。

なんせかんせ価格の維持ですから、材料が高いとなかなか難しい問題なのですが、

これ、価格の維持に反する考え方なのですけども、今後、牛糞等の原材料に係る発酵処理代金、現在、立米当たりで1, 4 9 6 円、この金額が今のこのご時世適切なのかちょっと考えるとところなのですけども、ダンプ利用料金から牛糞購入費見合い分として、立米当たり5 5 0 円を酪農家にバックしているということですけども、これらの価格の見直しについて、酪農家に負担を軽くすることが、今後望ましいと思うのですけども。

これ全く反対の考え方なのですけども、ちょっと反する要因なのですけども、村としては今後、この価格についてはどのように考えていくのか伺います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 堆肥化処理施設での処理料金の方ですが、こちらの方も、当初設定した時から、基本的には大きな見直し等は行わないまま、今日に至ってきている背景もございます。

今回、2年後に向けて見直しを行っていく過程では、当然こういった処理料金、酪農家さんから出される牛糞の処理料金、あるいは、でん粉工場さんから出される処理料金も含めて、併せてやはりそういった見直しも含めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 6 番戸水議員。

○6 番（戸水隆君） 今後検討していくということで理解しました。

収入が減ると支出の方が苦勞するということはわかりますけども、ぜひ、酪農家さんも今現在となりますと、なかなか処理料払ってまで出すという考え方は、もしかしたら違う部分も出てきているのかなという考えもあります。

ぜひそこら辺も検討して、今後に向けて検討していただきたいと思います。

それでは3番に行きます。

先ほどまで挙げてきた問題点等を加味しながら、良質な堆肥を製造されている指定管理者には、契約が残り2年ほどになりましたが、その後も継続して、運営をせずをお願いするところでもありますけども、このままでは難しい状況と伺います。

村は今後運営方針の検討を重ね、再契約と向かうのですが、今年度からリサイクル推進協議会に専門部会を設けて協議検討をしてとありますけども、検討内容等の青図というのですか、青写真というのですか、そういうものがあれば伺います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 環境保全資源リサイクル推進協議会の今後に向けてですけども、5月に1回目の会議を行って、今後の方向性を示させていただきました。

その際に専門部会を設けて検討させていただきたいということで決定をさせていただきまして、専門部会につきましては、6月下旬以降に1回目の会議を開催することで、今準備を進めております。

検討していく範囲は、先ほど課題として出ている運営のあり方全般という形にはなるのですけども、まず、一番最初に、村としましては、堆肥製造に係る量ですとか、そういった実態、堆肥がどのぐらい利用されているのかですとか、あるいは、どのぐらい需要があるのか、生産していかなければならないのか。

そういった、まず堆肥の利用状況等から検討を加えながら、そして、それに対する今度原料のあり方ですとか、値段のあり方ですとか、そういったところを順次検討していきたいなというふうに思っております。

まず、1回目はそういった意味で6月下旬以降、それぞれの課題について、複雑に絡み合っているという部分もございしますので、まずひとつひとつ課題をつぶしていくという形で、

今後、協議会の方の検討は進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 今お答えいただきましたけども、5月にリサイクル推進協議会ですか、それを立ち上げて、6月の下旬に1回目を行うのですね、これからですね。

そういうお話ですけども、この構成委員というのは、先ほど農協さんとお話もありましたが、農協のほかにもどういった構成員で構成されているのか。

まずそこから伺いたいと思います。

○議長（中井康雄君） 安田産業課課長補佐。

○産業課課長補佐（安田紀章君） リサイクル推進協議会につきましては、農協さんのほかに、受益者協議会の代表の方、それから指定管理者の方、それから南工連の方、それから農業改良普及センターの方というような構成になっております。

専門部会につきましては、この中から、受益者協議会の代表、同じく指定管理者、それから南工連、それから農協、普及センター、それと下水道汚泥の関係がございますので、施設課の担当ということで、専門部会についてはこのようなメンバーでの協議を予定しております。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） わかりました。

いろいろと集められておられますけども、この中にできれば、農家さんの利用されている畑作農家の方も入られると、またいろんな意見も出るのかなと思います。

要望です。

指定管理者の方々、かなり苦労されながら良い物をつくっていただいておりますけども、今後は2年後に迫っている契約期間終了まで、何とか次の新たなやりやすい方向性というのでしょうか、なるべく負担のかからないように、安定的にうまく運営できるような筋道を用意してお願いしていくというような形をつくらないとならないと思うのですけども、これ本当に大きな問題ですね。

何とか村おこしで良い方向性を早く、この2年のうちに導いて、見出して指定管理者の方につなげていっていただきたいと思っておりますけども、その中に、先ほども言いました下水道の汚泥の更別さんとの契約も、確かあと2年ぐらいと言っていましたっけ。

そういったタイミングもありますし、あと、施設の改修の投資ですか。

それらも恐らく300万円だか、400万円かけてチェックしていますよね。

長寿命化機能診断ですか。

これでこれからどこを直すかというお話も出てくると思うのですけど、舗装に関しては今年の春に視察に行って拝見しましたが、ほかにこの診断の中で大きな改修、修繕しないとならないというものが把握されているようですけども、どこがどうなのか伺います。

○議長（中井康雄君） 安田産業課課長補佐。

○産業課課長補佐（安田紀章君） 診断結果の部分ですけども、路盤の部分については凍上ですとか、地盤沈下等で指摘を受けておりまして、それ以外の部分ということでございますが、特に大きな部分でいきますと、発酵処理施設につきましては、やはり施設の特性上、屋根の部分のサビですとか、劣化が見受けられるということで、一番特に優先度の高い部分でいきますと、発酵処理施設2棟の屋根の部分、屋根の梁含めまして、サビが進行しているということで指摘を受けているところです。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） わかりました。

やはり屋根ということですね。

発酵される堆肥場というのですか。

屋根のサビ等がひどいということで。

これは堆肥から出る硫化水素だと思うのですが、これどうしても金属だとか、そういったプラスチックだとか、そういうものを腐食されますから、やはりどうしても痛むのが激しいのですね。

先日、春に伺った時に、ショベルとか機械も見ましたが、やはり外見はきれいですが、よく見ると、フェンダーなんかも結構もう、手でポロポロもげるのではないかと思いますし、腐敗していますし、やっぱりこういったものは本当に腐食が早いものですから、やっぱりこういうのは直さないとならないのかなと思いますし、今後2年後に新たな運営方針で再スタートするのであれば、こういったものを直さないとならないという、必要不可欠であるというそういうふうと思うところであります。

今後、いい方向に向けて、村内にもアンケートみたいなものを取って、どれだけこのボロシリ元気堆肥が畑作農家さんに必要とされているのかということも含めまして、アンケートを取るというのも一つ案なのかなと思いますし、やっぱりなくなつては困りますので、ぜひ、村としても良い方向性を打ち出して、次につなげていっていかれたらいいなと思います。

あと、もう一つ、私の考えなのですが、現在、大規模草地や札内川園地、最近であればキッチンスタジオのように、指定管理委託料の支払いというのも一つ考えていただきたいなというふうに思いますが、これについて、村の方はどのようにお考えか伺います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 堆肥化处理施設の運営につきましては、これまでも、この間、堆肥の販売料ですとか、あるいは牛糞等の処理料、これによって運営してまいりまして、村から指定管理委託という形で委託料の方は支出しないで、これまで運営をしてきております。

戸水議員がおっしゃっているような、例えば、大規模草地育成牧場ですとか、そういった指定管理施設のように、村から一定の運営費を指定管理者にお支払いをして運営していくという方法もあるかとは思いますが、一方で、財政負担といいますが、村の当然財政負担を伴うということもございますので、一概にその部分につきましては、今、前向きに検討するというにはならないかなというふうには思いますけども、ただ、堆肥化处理施設の運営につきましては、やはりかなり今厳しい面が出てきているということもございますので、そういったところも踏まえながら、一方で、村の財政負担というのも併せて考えていかなければならないかなと。

然るべき財政負担が必要かどうかということまで、併せて考えていかなければならないかなというふうに思っておりますので、その分も含めながら、この2年間で運営のあり方、方向性は検討していきたいというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） わかりました。

今後検討していただくということで、ぜひお願いをしたいと思います。

それでは最後になりますけども、答弁のとおり、今後2年間で改修を含めた堆肥化处理施設のあり方や運営の方向性を直ちに検討、協議を進めていただき、すべての関係する方々が納得するような方向性を見出し、再スタートに向かってほしいと思います。

2年間本当にあつという間です。

節をお願いをしまして、以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） 以上で、戸水議員の一般質問を終了したいと思います。

ここで休憩をしたいと思います。

午前11時5分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時05分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

休憩前、一般質問、戸水議員で終わりましたので、次に、3番大和田議員、お願いいたします。

○3番（大和田彰子君） 通告に従い、質問をさせていただきます。

障がい者が安心して働ける就労の場と生活支援の充実をという内容で質問をさせていただきます。

私は議員になる前、学童保育指導員や小学校特別支援など長年に渡り子どもたちと向き合っていました。

特別支援学級の子どもたちや障がいはなくても生きづらさを抱えている子どもが成長し、大人になった時、生きづらさを理解されず就労できないという現実もありました。

本村は、ポロシリ福祉会が運営する障がい者施設や中札内高等養護学校があり、昔から言われておりました「福祉の村」であると私自身考えております。

その視点から次の質問をいたします。

①、村内事業所における障がい者の雇用状況については、第7期中札内村障がい福祉計画にも書かれているとおり、支援を受けながら共同生活しているグループホームが3箇所あり、その方々18名は、日中それぞれが5箇所の事業所で就労されているとのこと。

入居者については、ポロシリ福祉会各施設から入所して来た方々です。

そのほか、中札内村役場では、令和元年度から令和5年度までに1人雇用されたままとなっております。

法定雇用率では、3人以上の雇用をしなければならないとされておりますが、今まで雇用できなかった理由は何か伺います。

2番目としては、中札内高等養護学校では、生徒による村の事業や住民との交流などが積極的に行われるようになったと感じております。

3月に行われた「花と緑の村づくり」シンポジウムや、最近では村の柏の木を使って「輪っこ」をつくり、乳児にプレゼントするなど、活動している様子が伺えます。

生徒たちの職業実習体験では、村内企業や事業所などが積極的に受け入れてくれておりますが、卒業後は村内での就労につながっていないのが現状です。

住み慣れ関わってくれた地域で就労したいという思いがあっても、受け入れをする事業所と住む場所がないため、村外に出ていくしかないのが現状だとお聞きしました。

現在、村内で卒業生を受け入れている事業所は数箇所のみですが、村として事業所に対して受け入れてもらうよう働きかける予定はあるのか伺います。

また、小中学生の特別支援に在籍している生徒や引きこもりの方々が将来に渡り地元で就労できる事業所と住まいがあれば、地域社会の一員として安心して暮らすことができると考えます。

今ある3つのグループホームはほぼ満床とお聞きしましたが、今後、中札内高等養護学校の卒業生や障がいのある方が入所できる可能性はあるのか伺います。

③、障がい者が住む施設として、福祉ホームとグループホームがあります。

2つの違いは、福祉ホームはある程度自立して生活を送れる方で、グループホームは支援を受けながら生活していく方と聞いております。

本村にはグループホームがありますので、今後は福祉ホーム事業に目を向け、そういった方々が安心して地元で働けるような福祉拠点が必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（中井康雄君） 答弁願います。

森田村長、登壇願います。

○村長（森田匡彦君） 障がい者が安心して働ける就労の場と生活支援の充実についてお答えいたします。

1点目の役場の法定雇用の状況についてですが、議員のご指摘のとおり、法定雇用率3人に対して1人の採用に留まっております。

令和元年度、令和2年度に正職員の一般事務職を募集いたしましたが、令和元年度は応募がなく、令和2年度は2人の応募があったものの、仕事内容や勤務体系などで条件が折り合わず、採用には至っておりません。

令和3年度以降は、正職員に限らず、会計年度任用職員での採用も視野に、弾力的な採用ができないか検討してきており、特に地元の中札内高等養護学校の生徒の受け入れを模索し、計画的な職場実習を実施しているところであります。

2点目の村として村内事業所に対し、中札内高等養護学校の卒業生を受け入れてもらう働きかけについての考え方ですが、卒業生の多くが、一般就労、福祉的就労を問わず、出身地での就労を希望され、そのほかの生徒も本人の希望や適性にあった職場、生活の場を選定して進路を決めていると伺っております。

多くが村外での就労を希望される現状ではありますが、これまでに少数ではあるものの、村内の事業所を選択される生徒もおります。

また、中札内高等養護学校では、卒業後の進路等を見据えて2段階の実習を行っております。

1、2年生では、村内の事業者が実習先となり、働くことの体験、指示を受けたとおりに作業ができるか、疲れても続けられるのかどうかなど、どのような職場や作業で適性があるのかの模索を行っております。

3年生では、本人や保護者、進路指導の先生と話し合いを重ねて、生活の場である住まいや公共交通機関の利用を含めて、卒業後の就労を前提とした実習としております。

また、中札内高等養護学校では、今年度、村内での実習先を新たに4箇所増やし、本人の適性に合った業務内容を見つけるために努力をされているとお聞きいたしました。

村内事業所での実習を通して、就労の可能性や適性を確認できる機会となっておりますので、進路決定においては、生徒や保護者の意向が最も大切であることを踏まえつつ、中札内高等養護学校との情報共有を図りながら、現状の理解や課題の把握に努めてまいります。

次に、生活の場としての村内3箇所のグループホームの利用状況についてであります。現在1名の空室があり、タイミング等により入居は可能であるとのこと。

現在、村内3箇所のグループホームで生活されている19名のうち、中札内高等養護学校を卒業後に村内で就労された方が3名のほか、卒業後にポロシリ福祉会障がい者施設に入り、グループホームに生活の拠点を移して就労されている方が10名と伺っております。

村内のグループホームに関しましては、第7期中札内村障がい福祉計画において、利用者

は急激には増えないと想定しているため、計画には新たなグループホームの設置を今のところ想定しておりません。

また、近年、障がい者福祉の考え方が、施設から地域での生活を支援する方向へと変わってきており、本人の意思決定を尊重しながら、住まいと仕事を確保し、地域での生活に移行する流れとなっております。

ホームヘルパー等の在宅の障がい福祉サービス等を利用して、住まいの場を地域に移行することができれば、グループホームへの新たな利用者の受け入れが可能となります。

障がい者福祉の方向性を鑑み、村内施設の有効活用を図るためにも、地域の障がい福祉サービスや今年度設置予定の地域生活支援拠点などの相談機能の充実、ポロシリ福祉会や中札内高等養護学校、福祉サービス事業所などとの連携を重視し、情報共有を含めて相互の意思疎通を図りながら、障がい者が暮らしやすい地域づくりに努めてまいります。

3点目の質問でご提案がありました福祉ホームについては、障害者総合支援法等の改正とともにグループホームへと移行されてきております。

平成30年に全国で1,785箇所、そのうち道内では117箇所設置されておりましたが、現在では全国129箇所、道内8箇所にまで減少しております。

2番目の質問でお答えしたとおり、村としては新たな施設の設置ではなく、既存のグループホームを活用することや、地域での暮らしが可能な方には、ご本人の希望を確認しながら安心して生活を送れるようサポートしていきたいと考えております。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） それでは、再質問をさせていただきます。

1番から3番までであるのですが、重複しているために、番号で再質問ではなく質問させていただきます。

まず、役場での雇用についてですけれども、令和元年度は応募がなく、令和2年度は2名の応募があったものの、条件が合わず採用には至っていないということです。

令和3年度以降は、正職員に限らず、会計年度任用職員の採用も視野に入れ、柔軟な採用ができないか検討しているとの答弁をいただきましたけれども、この3年間も1名のままだったということが、障がい者福祉計画書ではわかりました。

障害者雇用促進法では、障がい者の職業の安定を図るため、国や地方公共団体は一定割合の雇用を義務付けております。

中札内役場で言えば、この計画書にも記載されているように、3人以上の雇用が必要となります。

中札内養護学校で言えば、村内在住の生徒が各学年に1人、合計3名いると聞いておりますので、来年度に向けてのそういった役場の考え方をお聞きいたしますので、お願いいたします。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 障がい者雇用率制度の関係でございます。

国、地方公共団体につきましては、今現在2.8%ということで、規定設けられておまして、令和8年7月以降についても順次引き上げ、3%程度になるということで情報はお聞きしておりますけれども、とりわけ村内、養護学校さんの方に、村内出身の方がいらっしゃるということで、今現在ですけれども、実際に役場の実習を受けていただいておりますので、今、2年生で一度受けていただいて、3年生になりますと、具体的な進路という話になりますので、今、保護者の方と、それから生徒さんのご意向も含めて、今ボールを投げているところでございますので、ちょっとあまり細かいこと申し上げられませんが、そうい

った状況で、今、順次、順調というのでしょうかね、そういった働きかけしながらやっていますし、国の方も雇用率の率上げていますけども、逆にハードル下げている面もあって、20時間以上であれば雇用のカウントをしてくれるとか、今まででしたら、35時間以上働かないと、1カウントできなかった方についても、20時間以上労働、週の労働時間です、そういったものでもカウントできるということで、制度も若干弾力的になっていますので、村の方としまして、そういった弾力的な対応に追いついていくというのですかね、そういったことで、村の方もそれに合わせる形で進めていきたいなという考え方を持っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） わかりました。

ぜひ、来年度は積極的に、今のお話も聞きましたけれども、そういった卒業生なども含め、受け入れていただきたいと思います。

次の再質問です。

また中札内高等養護学校のことなのですが、卒業生の多くは、答弁書にも書いてありましたけども、出身地での就労を希望されているとの答弁がありました。

村内での就職を希望していても、実際には住まいがないため村外に就職する生徒もいるのではないかと考えます。

住まいと働く場が用意されていたら、村内での就職も選択肢の一つになるはずです。

今年度の障がい者福祉計画書を見ますと、18歳未満の障がい者手帳所持者も一定数おります。

養護学校卒業生に限らず、一般就労が厳しい方もいると考えます。

村にはそういった方々を支援する就労支援A型事業所「かしわ」があります。

そのA型事業所というのはどんなものかといいますと、一般企業での雇用が困難な方に対して、雇用契約を結び就労を提供する事業所です。

A型事業所は十勝管内でも10件ほどしかないそうで、中札内のかしわ事業所は貴重な福祉施設だということがわかりました。

現在、20名ほど働いているそうで、村内のグループホームからも数名通っているほか、村外から移住してきて、一人暮らしをしながら働いている方、そのほか、帯広や南十勝からも数名通ってきているとお聞きしました。

このA型事業所は、働く人たちの雇用を守るために、安定した収入を得なければならぬということで、そのためには、仕事があることが不可欠とっておりましたが、村での仕事は少ないため、村外に働きに出ている人もいるとお聞きいたしました。

できれば、村内で仕事を回してほしいという実情もお聞きしました。

障害者優先調達推進法という法律はご存知でしょうか。

これは障害のある人が自立した生活を送るためには、就労による経済的な基盤の確立が重要であります。

そのために、国や地方公共団体は率先して就労施設等に対して優先的に仕事を確保していくという基本方針を定めたものです。

これは厚生労働省ホームページにも載っております。

例えば、村で言えば、今現在、就労センターがやっておりますリサイクルセンターのゴミの受け入れなどや、あと、公共施設の、体育館であれば体育館の清掃などの仕事を優先的に事業所に回していくということです。

これは例えばなのですけれどもね。

村の障がい福祉計画書にも、そういった内容は書かれております。

読みますと、サービス事業者と連携し、支援できる提供体制を整えていくと、ずっとそういう計画書に、令和3年度も書かれておりましたけど、今年の計画書にも同じように書かれていますが、そういった支援できる提供体制の整備についての働きかけはしているのかどうかと、先ほどのA型事業所かしわの現状についても、知っていらっしゃったのかも伺いますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

障がい者の方の優先雇用の業務の関係ですとか、ちょっと自分自身も十分勉強不足があるかなというふうに思いながら、申しわけありません、お聞きをしておりました。

計画書にあるようなその業務と一緒に考えていくといったようなところは、もしかするとB型の就労支援のところで「ふれんず」というところがありますけれども、そのような方たちの業務ですとか、あと、村内でも役場の方でというか、就労の形でふれんずの方に来ていただいていますので、B型の方にも就労支援事業所のふれんずの方については、いろいろ業務を考えながら、例えば、広報の折り込みですとか、保健センターの周りの花壇の整備ですとか、そこら辺のお仕事をお願いしながらということは、今でもやっているところでございます。

就労支援事業所かしわの状況ですけれども、あまりちょっと業務の内容のところでは、製造業というのもありましたので、業務のその内容のところまで具体的にお話をした経過がございませんので、状況については、また機会があればお話をしていきたいなと思って伺っておりました。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） わかりました。

私もかしわさんについては、下の製造業務の、お豆腐屋さんですね、就労支援の方々そちらで働いているのかなとも思っていたのですが、別のきちっとしたA型事業所ということのを構えていたということが、現実がわかりました。

先ほど言ったような仕事も、雇用契約結んでおりますので、一定の収入を得られないと給料が払えないということで、本当に一生懸命仕事を探している状況という現実があったということがわかり、できれば村でそういった、先ほど言ったようなリサイクルセンターの受け入れとか、そういう何か、就労センターの兼ね合いもありますので、そこはわかりますけれども、例えばですけれども、そういった意味でお話をさせていただいたわけです。

優先的にできると、できれば優先的に村もそういった方の就労をお手伝いする意味で、給料の収入ですね、仕事を回していただけたら、もっと村の仕事が、例えば草刈り、草刈りは年中仕事はありませんけれども、上手に何か回っていったら、年中雇用ができるような体制が取れたらいいなって私自身思います。

このかしわさんの事業所では、働くことを通して実績を積んで、一般企業へ移行していただける就労移行支援事業でもあると話されておりました。

ぜひ今後、そういった事業所と連携を取り合って、働いている方々の雇用を守る取組みを考えていただきたいということをお願いしたいです。

次に、住まいについて、先ほど、いろいろ重複しますが、住まいについて再質問します。

養護学校卒業生については、地元での就労希望があまりないと言っておりましたけれども、3箇所あるグループホームの入居者合計19名中13名が過去の中札内高等養護学校

卒業生だということがわかりました。

現在も全員が日中それぞれの事業所で働いております。

答弁書では、グループホームについては、利用者は今後増えていかないと想定し、新たな施設設置は考えていなく、既存のグループホームを活用することでしたけれども、現在、そちらはほぼ満床で、その方々の入居の期限というのではないと思いますので、今後入居したくても入れない状況が続いていくのではないかと考えております。

今年度の障がい者福祉計画書策定にあたり、アンケート結果が出ておりましたけれども、18歳未満と18歳以上の本人と介護者やお世話している方に、将来どのように暮らしてほしいかというのに対し、アパートで一人暮らしを希望している割合が最も高かったという結果も出ております。

まずは住まいがなければ仕事もできません。

その流れで、福祉ホーム、先ほど③で質問した福祉ホームについても再質問いたします。

障害者総合支援法の改正で、福祉ホームはグループホームに移行されて減ってきているとの記載がありました。

今回、福祉ホームという言葉を使った理由の一つに、更別村の福祉ホームの例を挙げさせていただきます。

ご存じと思いますが、更別村では、障がいのある方の住まいの場について、長年検討をされており、今年度いよいよ福祉ホームが整備されるとお聞きしました。

他町村の視察を行うなどいろいろと協議を重ねた結果、グループホームという形にこだわらず、体験入所や緊急時の受け入れを可能とするなど、障がい者の自立した生活を推進する施設として、福祉ホームが整備されるようです。

この施設は、地域生活支援事業としての機能も併せ持つとのことでした。

答弁書にも書かれていたとおり、施設から地域での生活を支援していく方向に変わってきていると言いましたが、私も同感で、そのような福祉ホームができればいいなと考え、今回提案しました。

先ほどのA型事業所で働く方々も住まいがないということで、帯広や、遠くからは広尾から来ているという実態もあります。

障がいを持つ方の住まいを確保するために、村内に福祉施設の整備計画を検討していただきたいと思いますが、以上これらのことを踏まえ、村の考えをお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 住まいの考え方について、少しお答えをしたいというふうに思います。

現在、3つのグループホームの中で、1室空いているということで、女性の方の枠になりますけれども、もしタイミングが合って、本人もそこに入りたいということであれば、対応は可能だということでございました。

グループホームなのですけれども、今、中にはいずれは自分も地域公営住宅ですとか、地域の方に住まいを移して生活をしたいというふうを考えていらっしゃる方もおられるということでしたので、流れとしては、いろんな条件、あるいは就労のこと、あるいは相談できる体制だとか、そういうものがいろいろ整ってくれば、おっしゃったように、地域移行というような形で、地域で住んで生活をすることができるようになるのではないかなというふうに思います。

簡単ではないですけれども。

そうなった時に、またグループホームでは、新たに人を受け入れることができるという、

そういう流れが将来できていったらいいかなというのが、考え方の一つであります。

福祉ホームについてですけれども、こういう施設、きっといろんな自治体でも取り入れている自治体は検討されて、福祉ホームを選ばれているというふうに思います。

管内でグループホーム、障がい者の方のグループホームが56箇所あります。そのうち3箇所が中札内村にある状況です。

これはやはりポロシリ福祉会ですとか、中札内の高等養護学校が村にあるということで、ほかの町村よりも件数としては多いのかなというふうに思っておりますけれども、福祉ホームも設置した町村、あるいは、今おっしゃられた更別村も、近年、これから、2町村ほど福祉ホーム選ばれて建設が進められていくと思いますが、グループホームがもともとない町村でこちらを選んだということで、そこそこの障がいサービスの資源ですとか、体制ですとか、そういうものをいろいろ加味して、この施設を選ばれてきているのかなというふうに考えておりました。

中札内村については、既存のグループホームを有効活用して、相談体制をつくって、新しい方を受け入れられるような、そんな流れができていけたらいいなというふうに考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 私も1名空室があるというお話は聞いていましたけれども、1名では、1室あるからってつくらなくて大丈夫だというわけにはならないって思います。

本当に住まいと働く場というのが用意するのが第1条件ではないかと考えております。

それと、更別村の福祉ホームの続きですけれども、地域生活支援事業としての機能を併せ持つ施設ということで予定されているそうですけれども、本村でも以前から地域生活支援拠点の体制を整備されていると言われておりましたので、その部分の進捗状況がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 澤田福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（澤田有希君） 中札内村における地域生活支援拠点の設置についてですけれども、今年度予定しているところでありまして、南十勝広域での設置ということで、今現在進めているところです。

まず、今、担当者レベルでの打ち合わせを重ねておりまして、できれば9月の設置予定ということで、今動いているところです。

その際には、村内の社会福祉法人や障害福祉サービスの関係事業所との連携ということも重要になってきますので、そういった関係機関を含めた話し合いもこれから進めていこうと考えているところです。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 設置の拠点ということで、しっかり場所を確保するのかなっていう意味合いも、イメージで湧くのですけれども、その広域ということで今言いましたけれども、こういった拠点、体制、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 澤田福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（澤田有希君） 拠点の設置の仕方ですけれども、南十勝1箇所をどこか場所を確保して設置ということではなく、各町村の福祉課といいますか、障害福祉を担当している課が事務局になるという形になります。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） そこを設置は長年の言っておりました整備なのですけれども、それをする事でどのように住民にサービスが行き届くような予定でおりますか。

お聞かせください。

○議長（中井康雄君） 澤田福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（澤田有希君） まず1点目は、福祉課内に基幹相談支援センターという相談窓口があります。

こちらの相談対応を充実させていくということで、住民の方にPRをしていきたいというふうに考えております。

それから、緊急時の受け入れですとか、グループホームの体験入居ということで、こちらは社会福祉法人の協力を得なければできない内容になりますので、こういった形で行うかというのはこれから考えていきますけれども、そういったこれまでは行ってこなかったようなものを、体制を整えまして、住民の方に広く周知していきたいというふうに考えております。

また、南十勝広域ということですので、南十勝で連携をして、研修会や講演会という形で住民の方を対象にした事業なども行っていきたいと考えております。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） およそのお話をかりました。

期待しておりますので、よろしくお願いします。

それで、先ほどの私が言った障害者優先調達推進法に絡めて、そういった仕事、かしわさんの例も挙げましたが、村での仕事を回していただきたいという、そういった事業所が実際にあるわけですが、それを回していただくという、そういう考えは村としては検討していただけるのかどうかをちょっとお聞きしたいのですけれども。

お願いします。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） B型のかしわさん、ふれんずになるかと思うのですけれども、そちらは先ほどお話ししたとおり、村のいろいろな仕事も手伝っていただいていますので、そういったところでほかに何か仕事を探していらっしゃるのかどうかということも、またお話をしていきたいと思います。

かがやきさんについては、今までその業務内容のことについてのご相談を直接聞いたことがなかったので、まずはそういうところの、どういうところ困られていてとか、村に要望されているのかだとか、課題は何かということ、ちょっとお話をさせていただくことから始めるのが大事なかなというふうに思っていました。

○議長（中井康雄君） 休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○議長（中井康雄君） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 先ほどの答弁、ちょっと修正をさせていただきます。

私のちょっと認識が間違っておりました。

先ほど、ふれんずのことをお話してしまいましたけれども、ご質問にいただいていたのは、かしわが運営する「かがやき」という就労支援事業所ということでしたので、大変申しわけありませんでした。

その就労支援事業所とは、今まで課題とかの共有とかをしていなかったということも

ありますので、まずは情報共有をしながらということを始めていきたいなというふうに思っています。

村の方が仕事を何か探してというスタンスではなく、事業所の方がどういうふうなことをお困りになっているのかとか、そこら辺のところから話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） そうですね。

まずは事業者さんと行政の方と一緒にそういった事情をお聞きして、そしてそれに見合った方向を行っていただいたら一番いいかなって思いました。

最後に、障がいのある方が安心して暮らせる生活の場と就労支援は1組というか、セットとして考えなければなりません。

今後検討課題として前向きに取り組んでいただきたいと思いますけれども、最後に村長の考えをお聞かせ願えたら助かります。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 大和田議員の方から障がい者が安心して働ける就労の場と生活支援の充実ということでご質問をいただきました。

先ほどやり取りの中でも非常に複雑な課題が絡み合っていて、一朝一夕に解決できる問題ではないということは、相互、共有できているかなというふうに思います。

一つだけ言わせていただきますと、先ほど、高桑課長、担当課長の方からお話させていただきましたとおり、グループホームが3つあると。空き室が1つでは不十分ではないかというご指摘、理解するところはあるのですが、それを運営している福祉事業者については、空き室が多ければ多いほど、経営状況としてはマイナス要素になると。

中札内村が公営住宅を運営している時に、どんどん空き部屋をたくさん用意して、移住者向けに空けておくのがいいかということそうではないのと同じことであります。

できるだけ埋まっている状況にしたいというのが、運営する福祉事業者の考えだというふうに聞いております。

そういった面では、先ほど担当課長から申し上げましたとおり、そうは言ってもやっぱりキャパ的にはかなりいっぱいいっぱいになっているわけですから、あくまでもご入居されている方のご意向が最も尊重されるのですけれども、そのご意向が地域で暮らしたいということであれば、できるだけそれをサポートできるような体制であったり相談業務というのをこれから、まだまだ不十分ではありますけれども、しっかり充実させて、そういった面で障がい者の方々が循環、循環という言い方が適切かどうか分かりませんが、うまく地域の中で回って安心して暮らせるような体制づくりには、これからも努めてまいりたいと思いますし、いろんな事業者であったり、もちろん中札内高等養護学校等とも、非常に関係、さらにさらに強化できている状況もありますので、こういった機運をしっかりと取らまえて、これからも活動してまいりたいな、取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 空き室があればいいということではなく、そこを運営している方々は、いろいろやっぱり難しい問題もあるという話をいただきまして、理解はいたしました。

確かに、グループホームに入ればいいというだけではなくて、公営住宅という選択肢もあります。

この答弁書にも、ホームヘルパー等の在宅の障害福祉サービスを利用しながら、住まいの場を地域に移行することができればいいということで、必ずしもグループホームに入ってお世話になりながらという、その方々の程度にも、程度と言ったら失礼ですけども、よりますけれども、地域でそういった、例えば、夢といろのお世話になりながら福祉サービスを受けて生活していくという、そういった選択肢もあるのかなと、今お話を聞いて伺いいたしました。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） それでは、大和田議員の一般質問を終了させていただきます。

次に行きたいのですが、若干時間的に中途半端になってしまいますので、ここでお昼の休憩にしたいと思います。

午後１時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前１１時４９分

再開 午後 １時００分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、７番宮部議員、お願いいたします。

○７番（宮部修一君） それでは３番目の質問をさせていただきます。

空き地、空き家対策の相続登記、解体費について質問をさせていただきます。

全国的に空き地、空き家対策が課題となる中、高齢化率が増加傾向の時代、所有者不明や未登記家屋の発生が今後増えていく可能性があります。

現在、国内では所有者が誰なのかははっきりわからない土地が増え、その面積がなんと九州の面積を超えるほどになっているという調査結果が公表されています。

これは、２０１７年６月ですけども、所有者不明土地問題研究会というのがあるそうでございます。

国の方では、所有者不明土地発生の主な原因である相続登記の放置に対処するため、令和６年４月１日より相続登記が義務化されました。

相続によって自分が所有権を取得した不動産が存在するを知った日から３年以内に所有権の移転登記を申請しなければ、１０万円以下の過料が科されることとなりました。

村内でも、空き地、空き家の移転登記がなされていない物件も少なからずあるのではないかと推察するところであります。

相続登記がなされていない物件は売却できないため、登記を促すことで優良物件が増え、移住定住促進も期待されるため、今後調査し、移転登記の促進対策が必要ではないでしょうか。

そこで、以下の点について伺います。

１点目、土地、家屋については個人所有のため、行政が入りこむのは難しい点もあり、国の法改正で相続登記が進むことを望みますが、所有者が亡くなった後、子どもや孫に問題を先送りせず、スムーズに移転登記が進むよう相続登記に掛かる費用の一部を村として補助する考えはないか伺います。

２点目、空き家対策において現状古くなった建物を解体するには、アスベスト調査なども義務化され、解体工事費も以前より大きく値上がりしているとお聞きしています。

そこで、解体費用の一部を村として補助する考えはないか伺います。

○議長（中井康雄君） 答弁お願いいたします。

森田村長、登壇願います。

○村長（森田匡彦君） 人口減少と少子高齢化が進むわが国において、空き地や空き家が社会問題化しているのはご質問のとおりであります。

所有者不明土地の解消に向けた相続登記申請の義務化のほか、防災や衛生、景観等の面から地域の生活に大きな影響を及ぼす空き家についても、土地に係る固定資産税軽減措置の停止などにより、放置を防ぐ法改正が令和5年度に行われております。

村の取組みとしては、令和3年度に空き地・空き家バンク制度の運用を開始いたしました。

村内の空き地や空き家情報を登録し、ホームページで利用希望者へ紹介することにより、休眠している空き家等を流通させ、定住や商業活動を促進し地域活性化を図っております。

また、令和5年度には空き家の実地調査を実施し、令和6年度中には空き家の発生抑制や活用促進、適切な管理を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を策定する予定です。

ご質問の1点目についてですが、村としては現時点で相続登記の費用補助の検討には至っておりません。

相続登記は、この4月から義務化されたばかりであることから、まずは法務局や司法書士等の専門家からの情報提供を受けながら、制度の周知に努めてまいります。

次に、2点目のご質問についてです。

過去には村助成制度であるふるさとづくり事業において、期間限定メニューとして農村景観整備の目的で廃屋解体撤去費用の一部を補助した実例がございます。

現在、景観行政団体への移行に向けて景観計画の策定業務を進めており、美しい景観を維持継承する観点から、改めて老朽建築物撤去の助成制度の必要性についても検討してまいります。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） それでは再質問させていただきます。

質問に入る前に、若干、なぜこの質問を出したかということ若干触れさせていただいてから、ちょっと再質問させていただきます。

今まで私の一般質問、振り返る中で、今までは新築住宅の建設費高騰により、定住促進住宅取得奨励金や分譲地の継続的な造成などについて質問を幾度かさせていただきました。

理事者側も定住促進住宅取得奨励金においては、令和5年度より支援拡充を図り、新しく住宅を建設される方、建設された方、また、中古住宅を取得された方、または、リフォームをされる方、特に子育て世帯やリフォームされる方には大きな支援になっていることと思います。

今後、住宅ローンの金利上昇もちょっと心配される面はございますけれども、私も今まで空き地、空き家対策に目を向けていなかったわけではありませんけれども、今回、令和6年4月1日より、国の方で相続登記の義務化が実施されたということがありまして、村の空き地や空き家の現状はどのようになっているのかちょっと不安になったものですから、今回この質問を出させていただきました。

まずはじめにお聞きしたいのは、答弁書の中に、令和5年度に空き家の実地調査を実施し、令和6年度中に空家等対策計画を策定する予定のようでございますけれども、そこで令和5年度調査時点で、何件ぐらいの空き家が確認されたのか。

もしその辺、数字が出ているのであればお知らせいただきたいと思います。

あと、その中で、空き家の中で特定空き家となるような対象の空き家があるのかどうか。

その点について、まず伺いをいたします。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 令和5年度、空き家に関する調査を実施いたしまして、その後、水道の開栓届けが出ているか出ていないかということで、実際に住んでいるかどうかの調査を実施しております。

件数につきましては、47件ございました。

そのうちちょっと特定空き家というところ、まだそこまでちょっと詳細調べきれていないものですから、ここの空き家の計画に基づく特定空き家の把握については、ちょっと詳細まだ掴みきれていないというのが現状でございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 昨年度調べた段階で47件ということで、結構な件数があるのだなというふうに、今感じました。

特定空き家となるかどうかはちょっとわからないということでございますけども、この47件というのは、多分市街地区も農村部も全部ひっくるめて47件というふうに理解をしていいのか。市街地区だけなのか。

その辺、ちょっと1点確認させていただきたいのと、あと、特定空き家にまでいくかどうかわからないというような、そこまでは調べられていないということですが、特定空き家となると倒壊の危険があるですとか、衛生上有害になるですとか、景観を損なっているですとか、いろんな条件があるのでしょうかけれども、その空き家の中で、強風が吹いたりして、その空き家から何か物が飛んでくるですとか、そういった支障のあるような建物等は今のところそこまで危険な建物はないというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） まず件数の関係ですけども、こちら市街地と農村部含めた全体での件数となっております。

それから、特定空き家の関係ですけども、ちょっと詳細私も全てわからないのですが、ちょっと放っておくと特定空き家に該当するようなものは、少なからずあるのではないかなという認識は持っております。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） ちょっと迷惑をかけるような建物、若干はあるのではないかと。

もしそれ、何か周り近所の人にそういった被害、被害というか、何か飛んできたとかそういった時には、ある程度村の方にも苦情が来るのかどうかわかりませんが、そういった対応というのはされたことは今のところないというふうに理解してよろしいですか。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 過去の事例でいきますと、例えば、強風が吹いて、古い家屋の屋根が剥がれかけて、消防の方で被害防止のための措置をしていただいたという事例は、過去にはございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 今までに多少はあって、消防の方で対応はしていただいたということ。

その辺、なかなか特定空き家に認定というか、そうするのもかなり難しいのでしょうか。

れども、やっぱりそういった危害のあるようなものについては、少し村の方からも今後、指導もされていくのでしょうけれども、その辺少し見極めていていただきたいなというふうに思います。

それで、ここ数年街中の空き地やら空き家の跡も結構解体されたり、リフォームされたりして、住宅や店舗として変わってきている建物もございます。

また、村のホームページなども見てみますと、昨日見た段階では、空き地で7件、空き家で2件ほど載っております。

多分この村のホームページなどを見て、購入やら家を建てられた方もいるのではないかなというふうに思います。

また、それ以外にも不動産会社の方に依頼して、売地や売家として建設が進んできたものもあるのではないかなというふうに思います。

多分、これらそういった土地やらに関しましては、相続登記がされていて、所有者がはっきりわかっている物件であったので、そういったものが進んできたのではないかなというふうに思うのですが、村内の中でも、この相続登記といひましようか、移転登記が進んでいない物件というのはないのかなのか。

その点についてお伺いをいたします。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 相続登記につきましては、実際今、住宅ですとか古い建物になりますと、未登記の家屋が非常に多いです。

法務局や何かで登記事項の証明書を一般の方閲覧できるようにはなっているのですが、実際のところ、取ってみると、古い建物はかなりの物件が登記されていないということがございますので、まず未登記の家屋については、その相続したら、まず、例えば、その地番ですとか面積を登録する表題登記をして、その後、所有権の保存登記をした上で、自分の権利を登録するというのでしょうか、公簿上登録しなければなかなかわからないという状況ですので、村が今現在でそれを把握できるかという、なかなか難しいものがございます。

実際に現地に行って、そういった建物があって、その所有者がどういった方なのかというのを追跡しないと、なかなか把握しきれないという現状もございますので、この辺がやっぱり空き地の問題、課題点ということになるかなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） やっぱりうちの村でもやっぱり未登記の古い建物やら空き地があるのだなということが今わかりました。

なかなかこの登記も、本当に所有者が亡くなった後あたり、うまく子どもやら身内の方々に移転登記されていけばいいのですが、子どもさんが離れていたり身内が近くにいないですとか、そういったこともあってなかなか所有者不明の土地やらそういったものが、今後また増えていくのかなというふうに思います。

これ、その土地やら建物が誰のものかというのは、多分、法務局あたり行けば調べられると思うのですが、なかなか村の方ではそこまで調べるというのは難しいのかなと思うのですが、ある程度固定資産税の納税通知書の送付先あたりで若干は調べられるかなというふうにも思うのですが、その辺、やっぱり今後、そういう建物やら土地が増えていくということで、注意をしていていただきたいなというふうに思います。

まず、答弁書の1点目の答弁について、ちょっとご質問をさせていただきます。

村も国の相続登記のこの答弁書を見ますと、国の相続登記の義務化の様子見のような感

じにも受け止めれるのですけども、相続登記の費用補助までは今のところ検討に至っていないということでございます。

私もこの相続登記が義務化されたことによって、移転登記されていなかった方が、このままではまずいということで相続登記をされることを望むところではございます。

先日6月定例会の初日の補正予算の中で、宝くじ協会のコミュニティ補助金について質問させていただきました。

その時に、今後の行政区集会所建設にこの補助金を申請しようとしている行政区はないのかということをお聞きしたのですけれども、その時の答弁で、数件話はあったけれども、土地や建物の所有者がわからないなどで申請をあきらめたという行政区もあるとの答弁でございました。

これは多分個人の所有物でないため放置されたのかもしれませんが、個人所有の土地やら、本当に先ほども申しましたけども、空き家も子どもさんたちが遠く離れているやら身内が近くにいないなど様々な家庭環境があるかと思えますけれども、今後は空き地、空き家が増えていく可能性があると思えますので、所有者から配偶者や子へ相続登記が進むことを望むところでございます。

また、今後、所有者不明の物件がなるべく増えないように、村としても法務局やら司法書士さんあたりとの情報提供を受け、制度の周知にさらに努めていただければなというふうに思います。

確か、もう大分前ですけども、十勝管内のある町でもやはりそういった所有者不明の土地がかなりあるということで、土地家屋あたりで、その町の1割ほどが相続登記されていないものがあるということで、一部相続登記に関して若干補助金を出すことになった町もあるように見ております。

やっぱり今後そういう土地が増えていく状況であれば、多分、もしそれが3年以内に相続登記がされない場合には10万円以下の過料ですか、そういったものもかかりますでしょうし、また、多分、登記料やら司法書士さんの手数料などもひっくるめると、やっぱりその倍ぐらいの金額になってくるのかなというふうに思えますので、負担が大きくなるいううちに、やっぱり少し気付いていただいて、少しでも登記がスムーズに進んでいくように、スムーズといいましょうか、移転登記されていくように、やっぱり見ていかなければならないのではないかなというふうに思えますので。

そのためには、若干行政の方も、少し相続登記に関して、若干の助成があれば、さらに移転登記が進むことにもなるかもしれませんので、その辺今後考えていただければなというふうに思います。

あと、2点目の答弁の中に、景観行政団体への移行に向けて策定業務を進めているとあるので、これについては、これ美しい村連合やら日高山脈国立公園化との関連でこれが出てきているのか、全く別の取組みというふうに理解をされているのか。

ちょっとこの点がわからないので、この景観行政団体への移行というのにつきまして、少し説明をいただきたいと思えます。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 景観行政団体の関係ですけども、これまでも中札内村、景観を大事にということで、豊かな環境等創成基金なども設けて、景観形成には寄与してきたところ です。

また、これまではガイドラインということで、やわらかな、こういったことをしていきましょうということでの規定はしてきておりますし、条例上もある程度抽象的な、大きな

くくりでの規定をつくってきております。

今後は、そういった美しい村も関連はございますけども、日高山脈ももちろんそうですけども、村の景観を好んで村に住んでいただいている方も、いっぱい今増えてきています。

そういった中札内村の景観を守り、これからも継承していこうということをより具体化しようということで、今、景観計画というのを策定して、その中で景観に関する規制だとか、あとは支援ですね。

どういった景観を守っていくべきなのかということで、今、村民の方交えて、ワークショップも2回ぐらい開催しております。

その中で、いろんな村で貴重な財産ということでアンケートも実施してきております。

そういったアンケート結果等も踏まえて、今、村の景観どうやって守っていこうかということも議論しているところですので、その中でもやはり、空き家とかという部分も、市街地形成の上では課題となる点もございます。

空き地だけではなくて、例えば、緑地空間がどうなのかとか、そういったことも村として景観の位置付けをしていきたいというふうに考えていますので、そういった村トータルの景観をどうしていこうかということを今考えていますので、空き家計画とも関連はございますけども、より具体化、村の課題や何かも捉えながら、進めるべき政策を今後も考えていきたいということで、今計画を立てているところでございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 景観行政団体の移行については、ある程度理解いたしました。

今までもワークショップやらアンケートなども実施されているということで、本当に中札内村の街の景観、さらに美しくなっていくような形でいろんなご意見を出していただいて、また、改善できるところはしていただきたいなというふうに思います。

それでは、続きまして、これも2点目の質問でございますけれども、空き家の古い建物の解体費用の補助についてお伺いいたします。

最近、自分も以前は住宅にアスベスト調査は関係ないのだろうなと思っていましたけども、今、住宅を解体する場合にもアスベスト調査が必要になってきていると。

アスベストの事前調査が2020年に義務化されて、2022年の4月から着工する解体やら改造補修工事は、調査結果報告も義務付けられた。

23年の10月からは、有識者による事前調査も義務化の対象となったということで、なかなか解体するにもいろいろまた厳しいものが増えてきたなというふうに思います。

過去には農村景観整備の目的で、撤去費用の一部を補助された実例があるということでございますけれども、街中やら農村部でも古い家屋やら構築物を目にすることがございます。

昨今、解体費もアスベスト調査を含めますとかなり値上がりしてきているということを聞いております。

中札内村の場合、土地単価がそんなに高くないと。

帯広市あたりから見るとかなり安いということもございまして、解体費が下手をすると土地代を上回ってしまうというような現象になってきていると、今、思うというか聞いたこともあるのですよね。

そんなことで、やっぱり今何もかも値上がりはしてきているのですけれども、以前は古い家を壊して更地にしてしまうと固定資産税が上がるからということで、結構残している人等いたのではないかなというふうに思いますけども、あまり古い家ですと、今度、固定資産税も、これは特定空き家になってしまうのかな、固定資産税が上がっていくことにな

と思うのですけども、やっぱりちょっと今ここまで解体費やらアスベスト調査、処理あたりをやるとかなり高額になってきているということもございますので、答弁書を見ても、こういった解体の助成制度も検討してまいりますということですが、やっぱり今まで新しい家等に関しましては、いろいろと助成、奨励金などを出してきていますけども、やっぱりここまで上がってきたり、アスベスト調査なども含めたりすることになってきますと金額も高額になってくるということで、この辺少し、村の方としても、少し助成といえましょうか、補助も考えていってもいいのではないかなというふうに思うのですけども、再度、この点について伺います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 空き家対策における解体費用の助成につきましては、今年度、空家等対策計画の中で、空き家等の適切な管理の促進、あるいは、相談体制の整備のほか、空き家等の除却についても、国の事業や様々な補助金の仕組みを利用して、空き家等を除去するという事で定める予定しております。

また、この空家計画を定めることによって、国の除却に対する費用の助成とあっていうのも受けられるようになります。

そういったことも利用は可能ですし、ただ、今現在で考えますと、やはり今、現在の村の考え方としましては、今、空き家等はあくまで個人の財産ということもありますので、まずは所有者等が責任を持って対応するというのが原則ではないかなという部分も押さえております。

しかしながら、所有者が置かれている立場も様々でして、経済的な理由からなかなか解体費用も出せないということもございます。

村民の皆さんが今後も安心安全な生活環境を確保して、一番は所有者の自発的な除却というのを促進していくのがよろしいかと思っておりますけども、除却費用の一部を助成する制度につきましても、今後は支援の必要性や施策のあり方など含めて、空き家対策の中でも位置付けてまいりますので、その中でも支援が必要かどうかについても検討はしてまいりたいと考えております。

また、家屋も除却するだけではなくて、全国的には除却した跡の土地についてもしっかりと管理の方をしていかないと、要は草が生え放題になったりとかということも各地で課題視されている部分もございますので、今後もそういった村で言う空き地・空き家バンクなどを利用した土地等の流通だとか利活用、そういった部分でも、村の資源ということですので、それらの対応についても引き続き検討をしてまいりたいなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 今、答弁ありましたように、確かに個人の所有物でございますので、そこになぜ助成ということにもなるのかもしれませんが、今までは多分解体されてきた方あたりも何もしないで、ある程度自己負担でやられてきたのではないかなというふうに思いますけども。

多分以前ですと、解体費が土地代を上回るというような状況ではあまりなかったのではないかなというふうなこともあったものですから、ここまでちょっと解体費用が上がってくると、なかなか古い家あたりも躊躇して、壊すの待とうかなとかいろいろ考えられる場合もあるかと思っております。

やっぱり土地のある程度流動化といいましょうか、も考えていった時に、今後についてはやっぱり若干の支援といいましょうか、国の方のあれもあるのかもしれませんが、

少し考えていくべき点ではないかなというふうに思いますので、その辺また、今後検討していただければというふうに思います。

ほぼ再質問は終わりなのですが、あとは相続登記が所有者が誰かわからないような土地というものが、今後また増えていく可能性もございますので、なるべくその辺、注意をしながら、なるべくスムーズに移転登記が進むように、今回の国の改正で義務化によってどれだけ皆さんが気付いていただいて、相続登記をされるか期待はするところではございますけれども、やっぱりなかなか今の現状の中で進まない場合もございますので、その辺また、村の方も少し考えて検討していただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（中井康雄君） 宮部議員の一般質問を終了いたします。

次に、2番北嶋議員、質問お願いいたします。

○2番（北嶋信昭君） それでは、許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

自分の答弁書、みんな入っているのかな。これには自分の入っていないのだけでも。

どうなのですか。入っています。

何でこういうことになるのかね。

自分の出した質問書で質問させていただきます。

森田村長の政治姿勢について伺いたいと思います。

森田村政の任期も残すところあと1年となりました。

7年前、中札内がもっともっと住みよい村に、村民が安心して安全に生活できる村づくりを目指し、全力で村づくりに取り組んできたと思います。

あのころの初心の思いとは今は変わらないでしょうか。

村民の思いを、村民の声をしっかりと聴いて、村政に取り組むには変わっていないでしょうか。

自分は随分変わったと思っております。

3月定例会に附帯決議案が出されましたが、その決議案をどのように感じたのでしょうか。

確かに附帯決議案ですので、拘束されるものではないですが、議会中、中立立場の議長を除く7名の議員のうち5名が出した附帯決議案です。

かなりの重みがあると自分は思いますが、どのように思われたのでしょうか。

森田村長も、村長になる前、2年間の議員生活があったはずです。

自分たち議員は村民の代表として、この議会に立っております。

その村民の代表の7人のうちの5議員が出したあまりにも軽く受け止めたのではないのでしょうか。

村長の附帯決議の思いをもう一度聞きたいと思います。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） ただいまの北嶋議員の質問について、主張の論拠となる部分について確認したいので、反問権の行使を許可願います。

○議長（中井康雄君） ただいま、森田村長より反問権の申し出がございましたので、許可いたします。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） それではまず、冒頭から反問権を行使する理由について説明させていただいた後、質問に移らせていただきます。

中札内村まちづくり基本条例の理念、そして議会の議事公開の原則に基づき、議員も理事者も双方ともこういった議会の議論を含めて、住民にわかりやすい情報提供に努める責務を持っております。

また、今回の質問につきましては、私の村長としての姿勢の土台となる部分を正す内容となっております。

質問する側、質問される側双方とも、質問の趣旨について十分共通認識に立った中で、明確な論拠に基づく政策論議としたいと存じます。

以上の観点から、北嶋議員からいただいた質問について、2点お伺いいたします。

一つ、村民のことを思い、村民の声をしっかりと聴いて村政に取り組む思いは、随分変わってしまったように感じるということです。

どのような場面を指して、私の思いが変わったとお考えなのか、客観的事実をお示してください。

一つ、3月定例会一般会計のまちなかキッチンスタジオの外構工事予算に関する附帯決議をあまりにも軽く受け止めたとのこと指摘ですが、具体的にどのような事実に基づく主張であるのかをお示してください。

以上、2点について答弁をお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 北嶋議員に、ただいまの反問権に対する答弁を求めます。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 村長は何か勘違いして話している。

そういうことを議論したいから質問したわけですよ。

なんでそこまで、こういう反問まで使ってこういうことをやる必要があるのですか。

この中に自分のもの入っていないのですよ。

これは村長命令ですか。

こんなもの出すなって。

自分は、多分村長の言っていることは、自分は変わったと思いますというのと、軽く受け止めたという言葉に対して、かなり気分悪くしたのではないかと思うのですけども、そういうことを議論したかったのですよ。

なんで反問まで使ってこれやらなくてはいけないのですか、村長。

そういう村長になった自分がかなり不信に思っているのですよ。

昔はもっと話してくれたはずなのですよ。

自分は村と村民との考えの中にギャップもあるのはあるし、村民の希望もありますよということを言いたいのですよ。

だけど、こういう姿勢で出てくるというのはどういうことなのですか。

もっと村民の村長ではないのですか。

そういうことをしなくなった村長が、今みんな村民に不満と不安を与えているわけなのですよ。

なぜこんなことまでしてやらなくてはいけないのか。

我々と平等に話できないのですか。

○議長（中井康雄君） 北嶋議員、反問に対する答弁をお願いいたします。

○2番（北嶋信昭君） いや、いいですよ。

処罰されても何でもいいのだけでも。

○議長（中井康雄君） そうではなくて、反問に対する答弁をお願いします。

○2番（北嶋信昭君） こういう形の中で議論してうまくいくのですか。

○議長（中井康雄君） 反問権を行使されたのですから、反問に対する答弁をお願いします。

○2番（北嶋信昭君） いや、もうちょっと言わせてください。

反問までしてこういうことをやらなくてはいけない問題なのですか、これ。

村長、あと1年で選挙ですよ。

そのために村長どう考えているのですかということを知りたいわけですよ。

こういう反問っていうのはどういうことなのですか。

○議長（中井康雄君） 北嶋議員、反問に対する答弁をお願いします。

○2番（北嶋信昭君） いや、いいです。

反問を使わなくてはいけない理由は何ですかということを知りたいのですよ。

○議長（中井康雄君） まずは反問に対する答弁をしてからにしてください。

○2番（北嶋信昭君） それはわかります。

ただ、反問権まで使ってここまでやらなくてはいけないのですかということなのですよ。

村長とそんなに平等で話できないのですか、自分は。

○議長（中井康雄君） まずは反問に対する答弁をお願いいたします。

じゃなければ、村長の答弁も成り立たないと思いますので。

休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時43分

○議長（中井康雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 反問使ってやっているのですが、何か自分にも次に進む何かが無くなってしまったような気がするのですが、随分変わってしまったと感じるということに対して、村長は気分悪くしたのだと思うのですが、今、村民と意見を言おうとしていたのですが、村長はいろんな村民と話していますか。

例えば、いろんなこと、今、過去の中に、後でも話しますが、附帯出しても、これは村民の意見ではなくて、附帯決議出した議員5人までやったことに対して、カラー舗装からカラー舗装でなくしたことに對しては、前向きに考えてくれたし評価したいと思います。

ただ、それ以降に關しての村長は、村民の意見をどこまで組み入れてあそこまでののか。

今回5人の議員は、議員で皆さんに現場で行って、いろんなことを調べたり調査したりしながら、その人方がみんな自分たちのところに行って、後援者や何かといろんな話をして附帯決議まで出したわけですよ。

それを全然受け入れてくれなかったのですよね。

一番問題だったのは、カラー舗装もあるけれども、出入口なのですよ。

ある議員は、そこそんなに危ないのだったら、そこにロープ張るようにして1回試験もしたらどうですという話までしているのだけでも、それも受け入れてくれなかったのですよ。

もう一つ、十分検討した結果という村長の報告でした。

職員も同じ気持ちだったのですかね。

附帯決議の結果。

もしかして村長の意向が強く通ったとしたら、これは本当にどうなのですかと、その辺も1回伺いたいと思いますけど。

まだ答えられませんか。

○議長（中井康雄君） 答弁終わりました。

これ以上の答弁はないと思います。

○村長（森田匡彦君） 反問させてください。

○議長（中井康雄君） 反問権を許可します。

○村長（森田匡彦君） それでは、今、北嶋議員から私の反問に対する答えは、附帯決議の内容のうち、出入口を新設することについて受け止めなかったから、私が住民の声を聞かないそういった姿勢になったというご指摘でよろしかったでしょうか。

確認いたします。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） これは2番目なのですが、そういうことも含めながら、村長はキッチンスタジオやるのに、村民にいろいろな意見を聞きながらやってきた時に、村長は顔出してないのですよね。

村民がいろんなこと言ったのだけでも、そういう話を聞かないうちに、村の意向としてどんどん通していったということもあるのですよ。

そういうことが本当に村長の村づくりの中においての、ちゃんとしたことになっているのかなということを、ちょっといろいろ聞きたいためにこういう質問をしているのですよ。

もうちょっと村民の意見というのは、それを代弁していくのが我々の仕事なのですよ。

それをかなり、附帯まで出したり、ある面では修正動議出したり、いろいろやってきました。

修正動議を出した時の広報の公的な場を使っていろいろ書いてありましたよね。

あれは村長の意向であって村民の意向ではないところもあるので、いろいろ言いたいことはあるのですが、もうちょっと村長は村民の意見を入れて、いろいろ進んでいるのか。

どこまで村民の意見というのは村政の中に反映しているか、そこを聞きたいと思います。

○議長（中井康雄君） 北嶋議員、今、村長の反問権に対してはそのとおりですということでもいいですね。

一番最初に。

○2番（北嶋信昭君） 納得はしないけども、これ以上言ったら進まなくなるので。

○議長（中井康雄君） 村長、そのような理解です。

よろしいですか。

それでは、森田村長に答弁を求めます。

森田村長、登壇願います。

○村長（森田匡彦君） それでは、先ほど反問に答えていただいた内容を踏まえて、私から答弁させていただきます。

議員は住民から選ばれ、その代表者として議会の構成員となります。

故に、附帯決議のみならず、議会における政策決定や発言は全て重いものだと考えております。

ただ、我々執行者側が重く受け止めるということ以上に、議員一人ひとりが自身の決断や発言に重い責任を負う。

このことこそが議会制民主主義の本質と言えます。

議員の皆さんは、我々と同じ住民全体の奉仕者であるのみならず、政策の最終的な決定者であります。

議会における議員の発言の自由は、その重責を伴うからこそ認められている権利と言えます。

まちなかキッチンスタジオの外構工事の方向性に異論を示す決議をどのように感じたかと問われました。

議会制民主主義の本質を踏まえ、複雑な感情を抱きました。

決議案を出すほどの強い思いがあるならば、なぜそこに至る過程で、一般質問等を通して論議を熟し、住民のために双方の主張の可視化が図られなかったのか。

中札内村まちづくり基本条例では、議会の役割と責務として、意思決定の内容及びその経過を明らかにし、わかりやすく村民に説明する責務を担うと明記されております。

私は自身の2年間の議員時代、二元代表制の一翼として、重要な意思決定の使命を担う者として、一般質問を含め、議場での言論を何より大切にし、住民との情報共有を重視いたしました。

それだけに、今回の政策決定プロセスには戸惑いを感じたというのが正直な思いです。

附帯決議の内容については徹底的に検討させていただきました。

議長、続く答弁についてはパネルを使って答弁させていただきたいのですが、許可願えますか。

○議長（中井康雄君） 許可します。

若干休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

○議長（中井康雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいというふうに思います。

森田村長、話を続けてください。

○村長（森田匡彦君） それでは、答弁を続けさせていただきます。

これまで皆さんにご説明してまいりましたが、まちなかキッチンスタジオの東側仲通、これちょっと表示はありませんけれども、東側仲通に抜ける道路の新設については、こちらに新設する予定であります。新設してほしいという決議でありましたが、見通しの悪さを含めて交通事故の発生リスクを高めること。また、すでに東側仲通に接続する道があるのに、もう一つ出入口を追加するメリットが見出せないことについて、私どもの見方を変えるだけの論拠を得ることはできませんでした。

執行者側としては、住民の命を守るため、いかに議会の決議であろうとも、求められた道路の新設は取入れられないとの結論に至った次第です。

一方、車と人との動線を分けて、人間が主に活動するためのフリースペースとして、改善センター前をカラー舗装によりゾーニングするアイデアについては、ほかの手法で代用可能ではないかとの結論に至り取り止めました。

経費の圧縮につながり、大変貴重なご意見だったと受け止めております。

決議においては、ほかにも幾つかの提案、視点が示されましたが、いずれも認識の齟齬によるもので、現計画で問題がないことをご理解いただいているかと存じます。

以上、附帯決議については、住民の大切な声と受け止めて、十二分に検討し、施策に反映できるものは反映し、施策に反映できるものはしっかり反映させていただいております。

軽んじる部分などなかったと考えております。

決議に対する受け止め方と同様、俯瞰的かつ長期的な視点を持ち、住民の幸せを第一に考える政治姿勢にはいささかも変わらないことを申し上げて、答弁いたします。

○議長（中井康雄君） 休憩をしたいと思います。

2時10分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時15分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

先ほど、森田村長の答弁で終了しております。

休憩に入っておりますので、北嶋議員の再質問からお願いいたします。

○2番（北嶋信昭君） 今、村長、いろいろ言ってくれましたよね。

最初からなんでその文を出して我々と議論しなかったのか。

反問権まで使ってなぜやらなくてはいけないかというのは、ものすごい我々には疑問があるわけですよ。

せっかくですので、やっぱりいろんな話をしたかったのですけども、まちなかトークに3回あるうちに、村長は1回しか出ていなかった。

議会の全員協議会に3回やったうち1回しか出ていなかった。

そういうものの村民との接点の中で、村長やってほしいと思っていたのですけども、村長さっきいっぱい述べたのですけども、どうも、確かにいろんなことを並べればいろいろあります。

ただ、もっともっと自分言いたかったのは、村民と村長が話し合ったり、いろんなディスカッションをしてほしい。

そういう村づくりをしてほしいためにこういう質問を出したはずなのですけども、何かとんでもない方に行ってしまうてあれしたのだけでも、もう1回言いますけども、反問する前に村長のあの文を最初から出して、みんなとトークしたかったなということに対しては、村長どう思いますか。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 北嶋議員は人の話をあまり聞きませんね。人の話をあまり聞かない方ですね。

というふういきなり言われたら、大変憤りを感じるのではないかなというふうに思います。

この北嶋議員の質問通告書ですが、先ほど私が反問しなければ、私に対する村政の姿勢が、政治姿勢変わったということの具体的なことも書いておりません。

決議を軽んじたということについての具体的な説明もありません。

こういった状況では、この質問は、批判ではなく、根拠に基づかない、明確なエビデンスを持たない非難、悪口、誹謗中傷の類になってしまいます。

この議場は、先ほども延々と申し上げさせていただきましたが、好きなことを好きなよ

うに言う場ではないのです。

そもそも議会は行財政運営を批判監視するそういった任務を、使命を持っております。

なので、批判することについては全く我々としてはありがたい話であり、それが議会の務めとして当然のことだと思っております。

もう一度繰り返します。

批判は根拠、論拠、そういったものがなければ批判足り得ないわけです。

その論拠を先ほど私、反問させていただきました。

なので、本来であれば、初めてこんなような形で冒頭から反問権を使ったというような言い方を、北嶋議員されましたけれども、それはそうなのです。

このような論拠、根拠に基づかない批判めいたものを質問するというケースが、過去私はほとんどないのではないかなというふうに考えております。

私もこのような政治姿勢を正す質問というのは、たくさん日本中の議会でやられておりますけれども、このような悪口のような、何も証拠が書かれていない通告書で質問されるケースというのは私は見たことがございません。

国会でも非常に厳しい論議がありますけれども、必ずこういう証拠に基づいて、こういう論点に基づいて、あなたはこうではないかという批判があります。

なので、そもそもそのような質問がこれまでないわけですから、初めてこのような形で冒頭の反問になったと私は考えております。

なので、私は、先ほど反問させていただいた、本当はそれでも僕は足りないというふうに思っているのですけれども、もっとしっかりした客観的な事実に基づいて批判されるのであれば、最初からそのような答弁できたというふうに考えております。

それがないわけですから。

ない中でこの質問を受け取って、私が答弁するということには、これはこの議場の場においてはない。

お互い二元代表制で、どちらも住民の代表なわけですから。

そういった議論、きちんとした論議をする場がこの議場であるわけです。

○議長（中井康雄君） 申し上げます。

通告したものに対しての質問、答弁ですので、それ以外のことはなるべく発言しないように。

村長に申し上げます。

北嶋議員にも申し上げます。

○村長（森田匡彦君） 以上で答弁を終わります。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 悪口言ったのですね、自分は。

村長と我々の考え方は全然違いますし、村長が今言うのは、自分としては悪口言ったつもりもないのです。

村民が言ってますよということを言ってきたはずです。

これからずっと、今回こういうふうになった経過をいろいろ調べてみたら、かなり村のやっていることに対して、自分は言ってきました。

村長は、北嶋が物しゃべると文句を言っている。

○議長（中井康雄君） 北嶋議員。

通告のあったものにしてください。

○2番（北嶋信昭君） 今、村長が言ったから・・・。

○議長（中井康雄君） ですからそれはもう、僕はちょっとこの議場の中では認めたくないのです。

そういうやりとりは認めたくないです。

○2番（北嶋信昭君） 村長、永遠に今語ったではないですか。

だめですか。

わかりました。

では、いろいろ批判も受けましたし、文句も言われましたけども、自分が最後に言いたいことを言います。

この文書を出したのは、村、農協、商工会一体となって村づくりをしてほしいということを前にも述べたのですけども、あくまでも村独自で村は進んでおります。

村民の意見、議員の意見、そういうものを多に取り入れてもらいながら、こういうところで村長としてしゃべりますでなくて、もうちょっと村民の気持ちの中で、村長は答弁をしてほしいし、我々の意見を聞き入れてほしいです。

そうしないと、村が一体になってできません。

過去には、村長、組合長、商工会長、情報交換の中で、月に何回か食事会をしていたという話があります。

今はあくまでも村独自で進んでおります。

何とか、商工会も農協も村も一体となって、村づくりで頑張っていただきたいと思います。

いろいろ村長に批判を言いましたけども、最後になるのはこの気持ちだけなのですよ。

そういうものも受け止めてほしいということを言いたかったのですけど、村長には悪口にしか聞こえなかったみたいです。

そんなことで、中札内村をつくる時には、村、商工会、農協一体となってやるのが一番いいことだと思います。

街の中、どこ行っても元気なのは、その3つが一生懸命やっている。

それが元気のある市町村なのですよ。

村だけでは絶対にできません。

いろいろ言われましたけども、こんな人間ですよ、文句言われても仕方がないし。

でも、村づくりに対しては、自分はずっともっといい村になってほしい。

それはいつでも考えております。

議会も5期目です。

3回選挙させていただいたけども、3回とも最下位です。

最後の時には8票差でやっと勝ちました。

でも、自分は議員です。

その仕事を一生懸命やりたくて今頑張っているわけですよ。

村長にしたら、何言っているのだと思うかもしれないけども、職員の皆さん、こういう気持ちをわかっただいて、村づくりに頑張してほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（中井康雄君） 何と申したらいいでしょうか。

議場の中であったこと全て私の責任ですので、うまく舵取れなかった、申しわけないというふうに思います。

ただ、議会とは何たるやとか、議員とはとか、やっぱりそこら辺のことはやっぱりまだまだ我々勉強しなければなりませんし、村長ともいろんな議論をしていかなければならな

いと思いますし、当然、職員の方々ともいろいろ議論していくと。

その中で村づくりを進めてまいるつもりでありますので、決して誹謗中傷云々ではなしに、我々もきちっと提案しているのですよ、物を申し上げているのですよと。

村長もそうだと思いますし、じっくりと今度膝を割って話できる機会を私がつくろうと思います。

その時には、また皆さんそれぞれのご意見をいろいろと頂戴したいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本定例会に付された事件はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和6年6月中札内村議会定例会を閉会いたします。

散会 午後 2時26分